

開 発 行 為 許 可 通 知 書

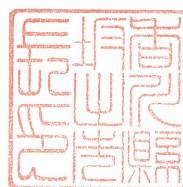
第 6 号

住 所 徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境
36番地1
氏名又は名称 株式会社アルファード
及び代表者名 代表取締役 七條 政利

平成29年 7月11日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により許可する。

平成29年 7月21日

坂出市長 綾 宏



許可の内容

開発区域に含まれる 地域の名称	坂出市林田町字古川3834番2、3834番3、3838番5 の一部、3839番5、3847番、3848番2及び地先農 道・水路
開発区域の面積	2,912.25 m ²
予定建築物等の用途	宅地分譲(9区画)

許可の条件

- ・裏面の「開発許可標識」を必ず掲示すること。
- ・工事完了届出書提出時に、工事施工状況報告書(工事写真等)を添付すること。

(付 記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、坂出市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 5 また、都市計画法第51条第1項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできません。